

議案第17号

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第6条第5項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町規則で定める職員にあつては、3号給）」を削る。

第9条の見出し中「特別調整額」を「調整額」に改める。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。

第12条を次のように改める。

(地域手当)

第12条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を超えない範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第12条の3第1項第1号中「本条」を「この条」に、「有料道路(以下この項から第3項ま

でにおいて「交通機関等」という。)」を「有料道路(以下この条において「交通機関等」という。)」に、「本項」を「この項」に改め、同条第2項第1号中「(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。」を「(以下「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「職員等」の次に「、次項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加え、同項第3号中「(1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「等(第1号)」の次に「、次項及び第5項」を加え、「でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。第1号」の次に「及び次項」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第12条の3中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して町規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の4を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第12条の4 住居その他これに準ずるものとして町規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他町規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、町規則で定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定

める。

第12条の6を第12条の7とし、第12条の5を第12条の6とし、第12条の4の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第12条の5 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に必要な事項は、別に条例で定める。

第17条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第19条第2項中「第11条から第12条の2まで」を「第11条」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第9項まで、第11条及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第20条第4項中「手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「得た額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第21条第2項第1号中「同条に規定する」を「同項に規定する」に、「した額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加え、同条第3項中「得た額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加え、同条第4項中「同条に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」を「第2項」とあるのは「同条第2項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」に改める。

第22条中「扶養手当」を「地域手当」に改める。

第24条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「地域手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における改正

後の阿見町職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは、「(5)重度心身障害者

(6)配偶者(届

出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 3 阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年阿見町条例第 号)第2条の規定による改正後の給与条例第12条の3第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿見町条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿見町条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

阿見町職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(給料) 第3条 給料は、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿見町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。 2 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町規則で定める職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として町規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～10 (略) (給料の<u>特別調整額</u>) 第9条 (略) 2 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	(給料) 第3条 給料は、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿見町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。 2 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～10 (略) (給料の<u>調整額</u>) 第9条 (略) 2 (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	

現行	改正後	備考
(1) <u>配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の月額、は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（<u>以下「特定期間」という。</u>）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。</u> <u>（地域手当）</u>	
第12条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> 2 扶養手当の支給は、<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が</u>	第12条 <u>地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して職員に支給する。</u> 2 <u>地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4を超えない範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u>	

現行	改正後	備考
月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 (通勤手当) 第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤（職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>本条</u>において同じ。）のため交通機関又は<u>有料道路</u>（以下この項から第3項までにおいて「<u>交通機関等</u>」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利	(通勤手当) 第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤（職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下<u>この条</u>において同じ。）のため交通機関又は<u>有料道路</u>（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短	

現行	改正後	備考
用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。) が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 <u>(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)</u>。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下この号及び第3号において「1カ月当たりの運賃等相当額」という。)</u> が55,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額	の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。) が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 <u>(以下「運賃等相当額」という。)</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (育児短時間勤務職員等、<u>次項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員</u>、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	

現行	改正後	備考
3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (略)	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、<u>次項及び第5項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号<u>及び次項</u>において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> (2) (略) 4 <u>前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して町規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町規則で定める職員の通勤手当の額の</u>	

現行	改正後	備考
<u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) 第12条の4 削除 (災害派遣手当)	<u>算出について準用する。</u> <u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) (在宅勤務等手当) 第12条の4 <u>住居その他これに準ずるものとして町規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他町規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、町規則で定める期間以上の期間について1カ月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u> <u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。</u> (特殊勤務手当) 第12条の5 <u>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</u> <u>2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u> (災害派遣手当)	

現行	改正後	備考
第12条の5 (略) 2・3 (略) (特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第12条の6 (略) 2 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して町規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第10条第1項の規定に基づく町規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いとして町規則で定める職員（以下この条において「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法に基づく休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第1項の規定による町規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から</u>午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超え	第12条の6 (略) 2・3 (略) (特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第12条の7 (略) 2 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して町規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第10条第1項の規定に基づく町規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いとして町規則で定める職員（以下この条において「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法に基づく休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、<u>前項</u>の規定による町規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超え	

現行	改正後	備考
ない範囲内において規則で定める額（<u>同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>） （2）（略） 4（略） （特定の職員についての適用除外） 第19条（略） 2 第6条第2項から第9項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。 （期末手当） 第20条（略） 2・3（略） 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	ない範囲内において規則で定める額 （2）（略） 4（略） （特定の職員についての適用除外） 第19条（略） 2 第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。 <u>3 第6条第2項から第9項まで、第11条及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u> （期末手当） 第20条（略） 2・3（略） 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額<u>並びにこれらに対する地域手当の月額</u>）の合計額とする。 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で町規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当	

現行	改正後	備考
6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）とする。 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と、「<u>同条に規定する合計額</u>」とあるのは「<u>給料の月額</u>」と読み替えるものとする。 5 (略) (管理職手当等の支給方法) 第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、町規則で定める。	基礎額とする。 6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>とする。 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と、「<u>第2項</u>」とあるのは「<u>同条第2項</u>」と、「<u>期末手当基礎額</u>」とあるのは「<u>勤勉手当基礎額</u>」と読み替えるものとする。 5 (略) (管理職手当等の支給方法) 第22条 管理職手当、<u>地域手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、町規則で定める。	

現行	改正後	備考
(休職者の給与) 第24条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5～8 (略)	(休職者の給与) 第24条 (略) 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5～8 (略)	

阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・ 人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いについて、国に準じ、職員手当の改定を行うもの。

【主な内容】

(1) 給料の定義

- ・ 給料の定義の除外に、地域手当及び在宅勤務手当を加えるもの。

(2) 昇給の基準号給【第 6 条関係】

- ・ 人事院規則の改正に準じ、7 級までを一つの職員層とした昇給区分とするもの。

(3) 給料の調整額【第 9 条関係】

- ・ 特別調整額から調整額に国の規定に合わせ文言の整理を行うもの。

(4) 扶養手当【第 11 条関係】

- ・ 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 13,000 円に引上げるもの。

(5) 地域手当【第 12 条関係】

- ・ 地域手当の支給対象地となったことから手当の導入を行うもの。
- ・ 支給割合は 5 級地 4% とし、規則により令和 7 年度の支給率を 2% とする。

(6) 通勤手当【第 12 条の 3 関係】

- ・ 交通機関、交通用具等利用時の合計支給限度額を 15 万円に引上げるもの。

(7) 在宅勤務手当【第 12 条の 4】

- ・ 在宅勤務を中心とした働き方を行う職員の水道光熱費等の負担軽減のため、手当の導入を行うもの。

(8) 特殊勤務手当【第 12 条の 5 関係】

- ・ 感染症防疫作業に従事した職員や、大規模災害時に他市町村に派遣され応急作業等に従事する職員へ、手当の支給を行うため、特殊勤務手当として「感染症防疫作業手当」及び「災害応急作業等派遣手当」の導入を行うもの。

(9) 管理職員特別勤務手当【第 18 条の 2 関係】

- ・ 平日深夜に係る勤務について、午後 10 時から午前 5 時までを支給対象とするもの。

(10) 住居手当【第 19 条関係】

- ・ 再任用職員を支給対象とするもの